

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（茨城県）

1 期間 令和元年度 第2四半期（令和元年 7～9月）

2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品					
野菜類		9	隔週	11	10
果実類		6	隔週	6	6
きのこ・山菜類		3	月1回以上 (山菜・野生きのこ類は適宜)	100	44
畜産物	牛肉, 馬肉, 豚肉, 鶏肉, 鶏卵, 原乳	2	牛肉: 毎日 原乳: 2ヶ月 に1回(偶数月)	6000	44
野生鳥獣の肉	イノシシ肉	1	適宜	10	1市
穀類		2	週1回	48	44
海産魚種	海産魚種	69	週1回	240	3海域
	内水面魚種	16	週1回	118	霞ヶ浦・北浦 他4水系
その他	茶	—	—	—	—
小計		108	-	6533	-
市場に流通している食品					
生鮮品又は加工品		10	月2回	24	
計		116	-	6557	-

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(茨城県)

茨城県 令和元年度 第2四半期

※	種 類	7月	8月	9月	市町村・対象品目	検査時期	検査方法 (各品目の生産・出荷がある期間に、出荷前検査を行う)
1. 野菜類							
D	非結球葉菜類(ホウレンソウ等)			○	こまつな…銚田市	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する
	結球葉菜類(キャベツ等)			○	レタス…筑西市	通年	
	果菜類(トマト等)	○	○	○	ピーマン…神栖市、なす…大子町、きゅうり…常総市・筑西市、トマト…桜川市・筑西市、	通年	
	茎菜類(セロリ等)		○	○	ねぎ…常陸大宮市	通年	
	根菜類(ダイコン等)		○	○	かんしょ…行方市、れんこん…小美玉市、	通年	
	多年生の野菜(アスパラガス等)					通年	
	ハーブ類等(セリ等)					通年	
	花蕾類(カリフラワー等)					通年	
	未成熟豆類(エダマメ等)					通年	
2. 果実類							
D	ベリー類(ブルーベリー)		○		つくば市…ブルーベリー	通年	各品目の出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	かんきつ類(ミカン・ユズ)					通年	各品目の出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を行う
	クリ		○		笠間市…クリ	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する
	カキ			○	石岡市…柿	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する
	ウメ					通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する
	ブドウ		○		常陸太田市…ぶどう	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する
	キウイフルーツ					通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する
	リンゴ			○	大子町…リンゴ	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する
	ナシ		○		筑西市…ナシ	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する
3. きのこと山菜類							
C	原木きのこ	○	○	○	44市町村	通年	出荷が行われている市町村ごとに実施
A	原木しいたけ	○	○	○	43市町村	通年	出荷が行われている市町村ごとに実施
B	野生きのこ類(チチタケ等)	○	○	○	43市町村	通年	出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
A	山菜類(タケノコ、こしあぶら、たらのめ等)	○	○	○	44市町村	通年	出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
4. 畜産物							
D	乳	-	○	-	笠間市、常総市	通年	クーラーステーション(笠間市・常総市)単位で2か月に1回程度(偶数月)
	牛肉	○	○	○	全域	通年	全頭検査
	鶏肉、鶏卵、豚肉						
	馬肉						
5. 野生鳥獣の肉							
A	イノシシ肉		捕獲時に適宜検査		石岡市	通年	本県の出荷・検査方針に基づき実施
6. 穀類							
D	麦	○			農林事務所ごとに1市町村・小麦、二条大麦、六条大麦、はたか麦	6月～7月	出荷がある期間に検査を行う
	米		○	○	全市町村・玄米	8月～9月	出荷がある期間に検査を行う
D	ソバ						
D	大豆						
	小豆						
D	落花生						
7. 海産魚種							
C	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(天然アメリカナマス、天然ウナギ他)	通年	
D	海産魚介類	○	○	○	県内海域(シラス、ヒラメ、イカ・タコ類他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(シジミ他)	通年	
8. その他							
D	茶						
D	生鮮品又は加工品	○	○	○	全県域	通年	県内事業者が製造した又は県内流域の県外製造の加工食品(飲料水、牛乳、乳児用食品、一般食品)を月2回程度

※ A: 基準値超過が検出されたもの B: 基準値の1/2の超過が検出されたもの
 C: 検査の必要性が指示されているもの D: 各自自治体において計画的に実施するもの